3　地方消費税

地方消費税に係る徴収取扱費の支払について、次のとおり見直すこととした。

㈠　貨物割に係る徴収取扱費について、徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額の一七分の一〇に相当する額に一〇〇分の〇・五五を乗じて得た金額を国に支払うこととした。（第三五条の一七関係）

㈡　譲渡割に係る徴収取扱費について、徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額の一七分の一〇に相当する額に一〇〇分の〇・五五を乗じて得た金額を国に支払うこととした。（附則第六条の一一関係）

4　不動産取得税

㈠　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構がその本来の事業の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる不動産の細目を定めることとした。（第三六条の三関係）

㈡　中小企業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる不動産の細目を定めることとした。（附則第七条関係）

5　自動車取得税

自動車取得税を廃止することに伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第二章第七節関係）

6　自動車税

㈠　自動車に付加して一体となっている物について、その細目を定めることとした。（第四四条関係）

㈡　環境性能割の納税義務者に含まれない運行以外の目的に供するため自動車を取得した者について、その細目を定めることとした。（第四四条の二関係）

㈢　環境性能割が非課税となる一定の法人の分割又は現物出資により取得した自動車について、その細目を定めることとした。（第四四条の三関係）

㈣　道府県が市町村（特別区を含む。㈤において同じ。）に交付すべき環境性能割額を算出する際に当該道府県に納付された環境性能割額に相当する額に乗じる率を一〇〇分の九五とすることとした。（第四四条の七関係）

㈤　道府県が環境性能割を市町村に交付する場合において、その交付時期を八月、一二月及び三月とするとともに、各交付時期に交付すべき額を規定することとした。（第四四条の八関係）

㈥　被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る環境性能割の特例措置について、その対象となる者の範囲を被災自動車等の所有者又は対象区域内用途廃止等自動車等若しくは対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなった対象区域内自動車等の自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者（当該所有者が個人である場合にはその相続人、当該所有者が法人である場合には合併法人等を含む。）とすることとした。（附則第三三条関係）

㈦　対象区域内自動車等（自動車であるものに限る。）が対象区域内用途廃止等自動車等に該当する場合には、対象区域内自動車等の所有者は、一定の書類を当該対象区域内自動車等の主たる定置場所在の道府県の知事に提出することとした。（附則第三二条の二関係）

7　固定資産税及び都市計画税

㈠　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる業務の細目を定めることとした。（第五一条の一五の一〇関係）

㈡　農業協同組合等が取得した農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から一定の資金の貸付けを受けて取得した機械及び装置を除外することとした。（第五二条の二の二関係）

㈢　熱供給事業者が新設した熱供給事業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目規定を廃止することとした。（第五二条の一〇関係）

㈣　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の認定を受けた事業者（以下「総合効率化事業者」という。）が新設又は増設した流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する一定の倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる倉庫の要件に貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設の併設、到着時刻表示装置の設置又は特定搬出用自動運搬装置の設置のいずれかに該当するものであること等を加えることとした。（附則第一一条関係）

㈤　総合効率化事業者が新設又は増設した流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する一定の倉庫の附属設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）

㈥　日本貨物鉄道株式会社以外の鉄道事業者等である総合効率化事業者が取得した貨物の運送の用に供する設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）

㈦　鉄軌道事業者が取得した新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象に追加した日本貨物鉄道株式会社以外の鉄道事業者等である総合効率化事業者が取得した一定の車両について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）

㈧　鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる鉄道駅等に前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が一〇万人以上である駅等からの距離が一〇〇キロメートル以内の駅等を追加することとした。（附則第一一条関係）

㈨　防災上重要な道路における無電柱化のため、道路の地下に埋設するために新設した地下ケーブル等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる事業者及び防災上重要な道路の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）

㈩　高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅に床面積要件（改修後の住宅の床面積が五〇平方メートル以上）を加えた上、その対象となる改修工事に要した費用の要件を五〇万円超（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。）（改正前五〇万円超）とすることとした。（附則第一一条関係）

8　軽自動車税

㈠　三輪以上の軽自動車に付加して一体となっている物について、その細目を定めることとした。（第五二条の一八関係）

㈡　環境性能割の納税義務者に含まれない運行以外の目的に供するため三輪以上の軽自動車を取得した者について、その細目を定めることとした。（第五二条の一九関係）

㈢　環境性能割が非課税となる一定の法人の分割又は現物出資により取得した三輪以上の軽自動車について、その細目を定めることとした。（第五二条の二〇関係）